

みんなで考えよう

# 市町合併

第10回

彦根市と豊郷町、甲良町、多賀町で構成する「湖東地域市町合併研究会」では、「法定合併協議会」の設置に向け、協議会の規約や事業計画、予算などについて話し合いを進めています。今回は、「法定協議会」で検討していく内容などについてお知らせします。

## 「合併重点支援地域」に指定されました

彦根市と豊郷町、甲良町、多賀町は、5月28日に県知事から「合併重点支援地域」の指定を受けました。県下では4番目の指定です。これにより、国や県からの通常の支援に加え、県職員の派遣や啓発事業の重点実施など、合併支援プラン

に基づく取り扱いを受けられることになりました。

## 「法定合併協議会」を設置します

1市3町は、これから関係市町の市長・町長や議会の議員、住民代表から構成される法定の合併協議会を設置することとしています。この協議会では、合併のためのいろいろな条件や合併後の新市の建設計画などについて協議を進めていきます。そのなかで、合併すること自体の是非も協議します。この「法定合併協議会」の設置には、議会の議決が必要です。1市3町では、7月には各市町の議会へ協議会設置に関する議案を提出することを確認しています。

<b>滋賀県が「合併重点支援地域」に指定した地域</b>
平成13年10月2日指定
●安土町、五個荘町、能登川町
平成13年12月25日指定
●水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町
平成14年1月8日指定
●守山町、中主町、野洲町
平成14年5月28日指定
●彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町
●石部町、甲西町

合併協議会の設置はそのまま合併につながるものではなく、「合併する」としたら、このようにする」といったことを決め、最終判断のための材料を提供するものです。合併協議会では、合併に関するあらゆる事項の協議を行います。その中でも



重点支援地域指定を受ける関係各市・町長（左端は県知事）

重要な検討項目は、合併後のまちの将来に関する計画「新市建設計画」の策定と、合併の方式や期日、新しい市の名称、市役所の位置といった基本的事項、行政サービスの水準と負担などについて調整を行う「合併協定項目」の協議です。

## 新市の建設計画をつくりま

- 新市の建設計画では、
- ①新市建設の基本的方針
  - ②新市の根幹となる事業に関すること
  - ③公共的施設の総合整備に関すること
  - ④合併した後の財政計画

を定めることにしています。この計画は、いわば新市の基本計画となるもので、計画の中に位置付けられた事業に対しては、国や県からさまざまな財政上の支援

措置が講じられることとなっています。

また、計画の策定にあたっては、住民の皆さんとつしよに新しいまちの将来像を検討し、新市のまちづくりのビジョンとしてまとめ、お知らせします。さらに、この将来像などをテーマに住民の皆さんと意見交換を行い、新市建設計画に反映させていくことにしています。こういった手続きを経て、新市建設計画がまとまったら、各市町で公表するとともに、その内容を広報などを通してお知らせします。

## 「合併協定項目」を協議します

「合併協定項目」の協議では、新しい市の名称などの基本項目のほかに、地方税の取り扱い、上下水道やし尿処理などの使用料や手数料の扱いなど、現在の市町間での制度の違いなどについてすり合わせを行います。新しい市役所の組織、町名・字名の取り扱い、国民健康保険、介護保険、保育などの事業の取り扱い、学校教育事業や社会教育事業などについても協議します。最近合併した自治体では、検討項目が3千以上にもなった例があります。ここで検討した「サービスや負担は合併する」としたらこんなふうになる」といった内容は、新市建設計画と同様各市町で公表するとともに、住民生活に深く関わる項目を中心に、広報などで提示していきます。

問い合わせ先 市町合併推進室 ☎

②② 1411 番内線 414 番、FA

X ②② 1398 番